

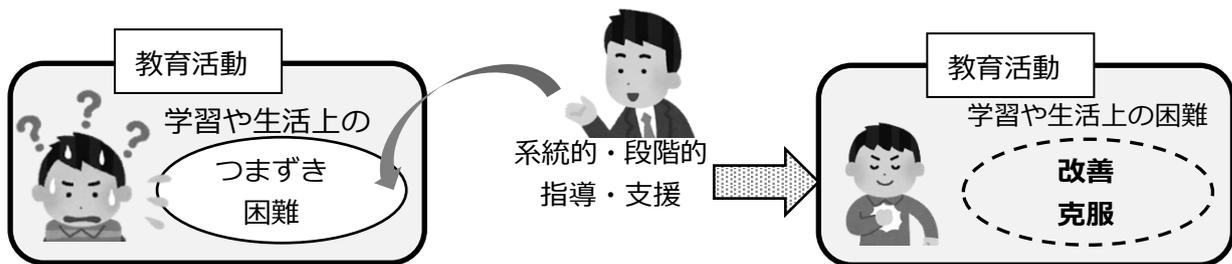
☆ 「自立活動」って何？



特別支援学級や通級指導教室*¹では、自立活動を行うってあるけど、何をすればいいの？ これまでの指導とどう違うの？

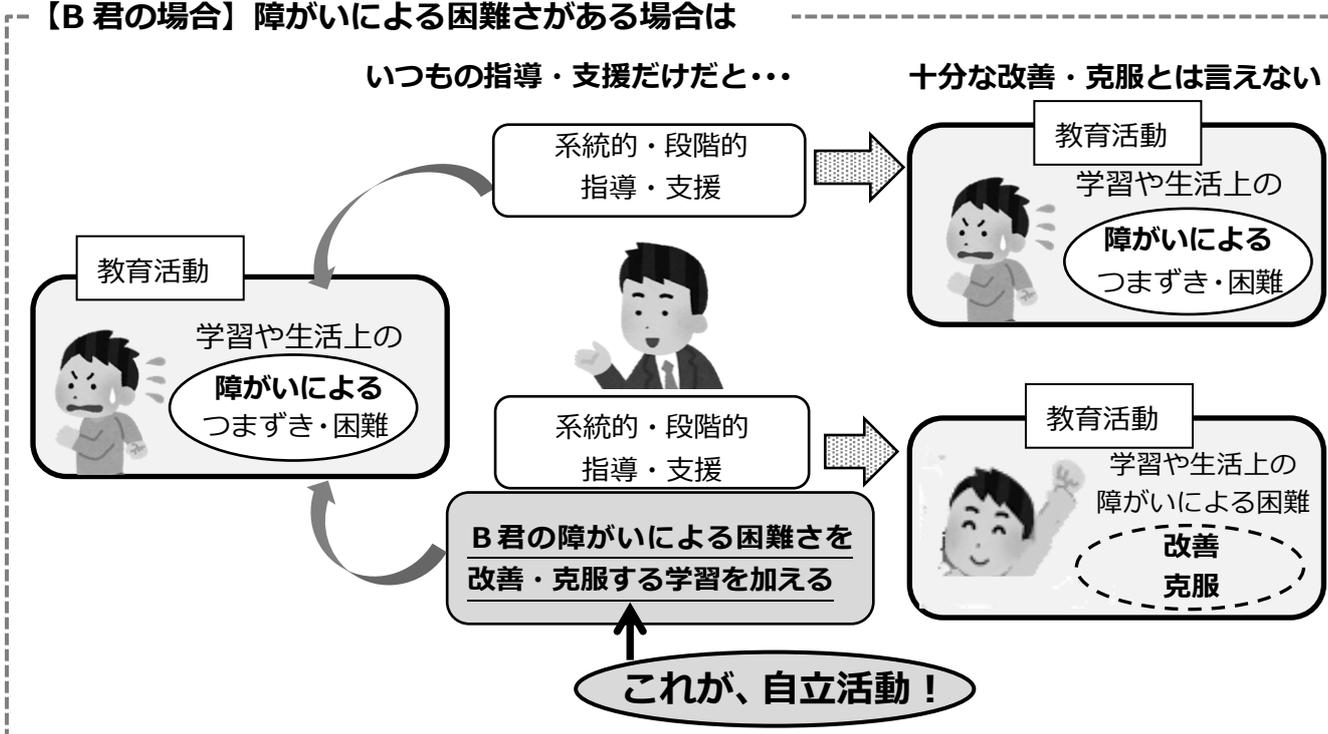
私たちは、これまでも学習の理解が難しい子どもたちに対して、個別に指導したり、生活上のトラブルに対して指導したりしてきましたよね。二つの例から考えてみましょう！

【A君の場合】

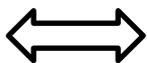


小・中学校の教育内容に即し、系統的、段階的な指導、支援を行うことで、人間として調和のとれた育成を目指しています。それは、障がいのあるなしに関わらず同じです。

【B君の場合】障がいによる困難さがある場合は



系統的・段階的な
学習指導や生徒指導



その子個人の障がいの困難さを把握・整理して考えていく自立活動の指導

指導の視点が違うことが大きな特徴です！

* 1 「通級による指導」を行う教室です。小・中学校ではこの名称で呼ばれることが多いです。

○自立活動とは（特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より引用）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、**個々の幼児児童生徒**の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。



一人一人障がいによる困難さが違うので、その子に応じた計画を立てなくてはなりません。また、継続した指導で自立と社会参加を目指していくこととなります。そのために、「個別の指導計画」が必要になってきます。

○自立活動を教育課程に取り入れる時には？

個々の児童生徒の実態に応じて、自立活動の時間の授業時数を適切に定めていきます。知的障がい特別支援学級では、時間を設定せずに各教科等を合わせた指導^{*2}の中で指導する例もあります。

自立活動の時間を設定する場合、小・中学校の標準的な総授業時数を考慮し、児童生徒に過度な負担とならないように、一部の授業に替えて指導の時間に組み込むことができます。

大切なのは、子ども一人一人を見て、学級の実態を考えた上で、どうするかを考えていくことです。



○どうやって指導をしていくの？

本人の実態に応じて、「1 健康の保持」「2 心理的な安定」「3 人間関係の形成」「4 環境の把握」「5 身体の動き」「6 コミュニケーション」の6区分27項目から必要な内容を選定した上で、それを相互に関連付けて指導内容を設定していきます。実践の具体例は☆『「自立活動」の実践例』で紹介しています。



指導する子どもの障がいによる困難さを6区分27項目を使って整理し、関連づけながら、自立活動の指導目標を設定することが大切です。

「自立活動」の指導は、特別支援教育における重要な専門性の一つです！子どもが、卒業してからも生き生きと自立と社会参加するために、自立活動の指導がとても重要です！

指導に関わる先生方は、自立活動の学習指導要領を再度確認してください。

*2 詳しくは、第I章—2（5）④『各教科等を合わせた指導～生活単元学習を例に～』（35p）をご覧ください。